消食基第 402 号 健生発 0630 第 5 号 令和 7 年 6 月 30 日

都道府県知事保健所設置市長特別区長

消費者庁次長(公印省略)

厚生労働省健康・生活衛生局長 (公 印 省 略)

ミネラルウォーター類におけるPFAS (PFOS及びPFOA) の成分規格の 設定に関する食品、添加物等の規格基準の一部改正について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示(令和7年内閣府告示第105号)が本日告示され、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されたところであり、改正の概要等につきましては下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないようよろしくお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」について、ペルフルオロオクタンスルホン酸(以下「PFOS」という。)及びペルフルオロオクタン酸(以下「PFOA」という。)に係る成分規格を設定した。規格は、PFOS及びPFOAの和として 0.00005mg/1 以下であることとした。

第2 施行期日及び経過措置

告示の日から施行されるものであること。ただし、令和8年3月31日までに 製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は 販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

第3 運用上の注意

清涼飲料水のうち、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの(容器包装内の二酸化炭素圧力が 20 \mathbb{C} で 98 kPa 以上のものを除く。)」の製造基準として規定する、「原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであつてはならない」(2 清涼飲料水の製造基準 (2)個別基準 1. c) について、PFO S及びPFOAは、人の健康を損なうおそれのない濃度として、当面の間、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」のPFOS及びPFOA に係る成分規格の値とすること。また、引き続き、泉源の衛生管理について指導されたい。